

習志野市障がいのある職員等が活躍できる雇用推進計画

機関名	習志野市教育委員会
任命権者	習志野市教育委員会
計画策定の背景と目的	<p>令和元年6月14日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改める条例」の施行に伴い地方公共団体は、国が障害者雇用対策基本方針に基づき障害者活躍推進計画作成指針に即した活躍推進計画を定めることが義務づけられた。</p> <p>習志野市教育委員会においても、障がいのある職員の雇いを推進するとともに、同一の職に長期に定着するだけでなく、障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境を維持することを目的として計画を策定する。</p>
計画期間	<p>令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）</p> <p>なお、計画の実施状況や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。</p>
習志野市教育委員会における障がいのある職員の雇用に関する課題	<p>令和元年度の障害者任免状況通報において、法定雇用率が未達成であったことから、職員の採用、配置の所管課である人事課と協議するとともに、障がいのある職員の活躍のための体制整備などが必要である。</p>
目標	
採用に関する目標	<p>目標：実雇用率において法定雇用率を達成する。</p> <p>（各年 6月1日時点）</p> <p>法定雇用率達成後は、各年6月1日時点の法定雇用率以上の実雇用率となるよう障がいのある職員の雇用を目指す。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1. 4%</p> <p>令和元年6月1日時点の法定雇用率：2. 4%</p>
定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないようにする。</p>

取組内容	
障がいのある職員等の活躍を推進する体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 (令和元年12月3日選任済) 2. 勤務する障がいのある職員の職業生活全般についての相談、指導を行う障害者職業生活相談員として教育総務課職員を選任する。(令和元年12月3日選任済) 3. 障害者職業生活相談員だけでなく、その他の支援者に対し必要に応じ、労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習や精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を受講させることにより、障がいのある職員の働きやすい職場づくりをすすめる。
障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障がいにより往來の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備、人事管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある職員の職業生活に係る相談窓口の周知と必要に応じた面談を実施する。 2. 防災面より通路に出やすい席に配置するなど、必要な配慮を把握する。 3. 年次休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。
その他	<p>国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>